

平成27年雇9号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした平成〇年〇月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

### 2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで、A市所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、基本手当の受給資格決定を求めた。この際、請求人は、離職票における事業所記載の請求人の離職理由が「定年退職」となっているが、実際は、継続雇用を認められなかったことによる「解雇」に該当すると異議を申し立てた。
- (2) 安定所長は、請求人の離職理由を確認するため、事業所を管轄するC公共職業安定所長に対し照会を行ったが、同所長は離職理由に変更はないと回答したため、平成〇年〇月〇日、安定所長は請求人に対して、請求人の離職理由は定年退職と判断する旨説明した。  
同年〇月〇日、失業認定のため安定所に来所した請求人に対し、安定所長は請求人に係る最後の失業認定を行い、基本手当の支給を終了した（以下「本件処分」という。）。
- (3) 平成〇年〇月〇日、請求人は、本件処分を不服とし、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした平成○年○月○日以後基本手当を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 基本手当の日数は雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第23条において、離職した被保険者が特定受給資格者に当たる場合には、就業年数や当該被保険者の年齢に応じた日数が定められている。このため、請求人が仮に特定受給資格者に該当する場合には、同条の規定により、請求人の基本手当の日数は240日となることとなる。

(2) 請求人らは、事業所が行った雇用形態選択制度は、高年齢者雇用安定法の規定に反しており、請求人は雇用継続されないまま退職に至ったことから、請求人の離職理由は「選択定年」ではなく「解雇」と主張する。

ア 高年齢者雇用安定法においては、定年の定めをしている事業主は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止、のいずれかを講じなければならないこととされており、請求人の主張は、事業所がこれらの措置のいずれも講じていないか、不十分であるというものと解される。

イ 請求人の離職に係る経緯について確認すると、事業所作成の「請求人にかかる離職の経緯について」によれば、平成○年○月○日時点で51歳以上となる社員を対象に、「退職再雇用型（繰延型・一時金型）」あるいは「60歳満了型」のいずれかを選択する制度を実施し、その際、選択を行わない場合には、自動的に「60歳満了型」を選択したものとみなす旨周知したとき

れている。同様の選択の機会は平成〇年にも設けられており、請求人は、このいずれにも回答を行わなかったため、「60歳満了型」を選択したものとみなされたものである。

また、この雇用形態の選択にあたって、請求人が平成〇年及び平成〇年に雇用形態選択通知書の提出を拒否したことは、請求人が安定所長に提出した離職理由申立書からも確認できる。

この雇用形態選択通知書の提出拒否について、請求人は本件公開審理において、要旨、退職再雇用型を選択した場合、生涯賃金や厚生年金の大幅減額が見込まれることから、選択通知書を提出しなかった、と主張している。

ウ しかしながら、高年齢者雇用安定法の規定を精査しても、事業主に対し私法上の義務として「個別の労働者に対する継続雇用義務」までを負わせたものとはいえ、上記雇用形態の選択制度が同法の規定に違反したものであるとは認められない。そうすると、請求人自身が雇用形態選択通知書を2度にわたって提出拒否したという事情に鑑みれば、請求人は、自己の判断により、雇用形態選択制度において退職再雇用型を選択しなかったことから、結果として定年により退職したものであると言わざるを得ない。

(3) このほか、請求人の場合は自ら定年まで勤務して退職に至ったものであり、特定受給資格者に該当する特段の事情は見当たらず、あくまで請求人の退職は定年によるものとみることが相当である。

なお、請求人は、事業所による不当な配転や人事評価に係る不服を述べるも、本件に係る一件資料からは具体的な事実は確認できない上、当審査会としては、上記のとおり請求人の退職は定年によるものと判断することから、上記主張は、結論を左右しないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした平成〇年〇月〇日以後基本手当を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。